## ◎ 税務署からのお知らせ

#### 1 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって 利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナン バー)制度が導入されました。

平成 28 年分以降の所得税及び復興特別所得税や贈与税の申告書の提出の際には、

# マイナンバー(12桁) の記載が必要です!

# 本人確認書類 の提示又は写しの添付が必要です!

【本人確認(番号確認及び身元確認)を行うときに使用する書類の例】

- 例1 個人番号カード(番号確認と身元確認)
- 例2 通知カード(番号確認) + 運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)

など

(注) 控除対象配偶者及び扶養親族の方の本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」 (http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm) をご覧ください。

## 2 申告書は、国税庁ホームページで作成できます!

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税や贈与税の申告書などが作成できます。

マイナンバーカードを取得し、IC カードリーダライタを準備すれば、ご自宅等のパソコンからマイナンバーカードを利用して、e-Tax により送信することができます。ご自宅等からe-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

また、申告書を印刷し、郵送等により税務署に提出することもできますが、本人確認書類の 写しの添付が必要となりますのでご注意ください。

### 【国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のメリット】

- 1 税務署に出向く必要なし! マイナンバーカードとICカードリーダライタがあれば、自宅等からc-Taxを利用して作成した申告書等を送信することができます。 作成した申告書等は、印刷し、郵送等により税務署に提出することもできます。
- 2 いつでも利用可能! 確定申告期間中は、24時間いつでもご利用できます。
- 3 自動計算機能! 毎年の税制改正に対応した自動計算機能により、計算誤りのない申告書等を 作成することができます。
- 4 前年データの利用可能! 作成した中告書等のデータを保存しておけば、翌年の中告でも利用できます。